

第141回平塚市都市計画審議会会議録

- 1 日 時 平成21年3月24日(火) 午後1時30分～午後3時15分
- 2 場 所 平塚市勤労会館 3階 大会議室
- 3 出席委員 12名
片倉 章博、小泉 春雄、端 文昭、松崎 清子、黒部 光司、
土屋 迪彦、吉川 勝司、真道 豊、杉本 洋文、成瀬 正夫、
今井 雄二(代理 大山 節夫)、佐藤 信晶(代理 板谷 正)
- 4 欠席委員 3名
岡村 敏之、佐藤 宏、高橋 幹
- 5 平塚市出席者
まちづくり政策部長 久永 逸雄
まちづくり政策課
課長 小山田良弘
課長代理 小野間 孝
課長代理 石田 晃一
都市計画担当主査 平田 勲
主査 野呂 俊之
主任 菊池 智子
主事 小林 大記
都市景観担当主査 真壁 佳世子
- 6 会議の成立 都市計画審議会条例第5条第2項により、2分の1以上の出席により会議は成立していることを報告。
- 7 傍聴者 2名
- 8 議 事
(1) 審議事項
議案第180号 平塚都市計画湘南海岸風致地区種別の変更(神奈川県知事指定)
(2) 報告事項

第6回線引き見直しについて
平塚市総合交通計画の検討状況について
平塚市景観計画及び景観条例について
その他

【審議会開会】午後1時30分

(会長)

ただいま、事務局のほうから定足に達しているという報告がありました。

ただいまから第141回平塚市都市計画審議会を開会いたします。

先ほど司会でもお話がありました、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づき公開での審議になりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議の傍聴を希望されている方が2名おります。これから会議を始めますので、傍聴者の方を入场させてください。よろしく願いします。

(傍聴者入場)

(会長)

傍聴の方がお座りになりましたのでお伝えします。傍聴の皆さんは、先ほど事務局のほうから傍聴者の遵守事項について説明があったと思いますが、それを守っていただきたいと思います。

もし守られない場合は、平塚市都市計画審議会傍聴要領に従いまして、退場していただくこともありますので、ご承知おきください。よろしく願いします。

では、議事次第に沿って進めていきたいと思ひます。

平塚市都市計画審議会条例施行規則第4条第2項の規定に従いまして、本日の審議会の議事録署名人を私と、隣にいます成瀬正夫副会長とします。ご了承をお願いいたします。

それでは、お手元の次第、議事(1)の審議案件であります、議案第180号「平塚都市計画湘南海岸風致地区種別の変更(神奈川県知事指定)」について議題にしたいと思ひます。

これは、都市計画の変更ではございません。種別の変更に当たって本審議会に意見を求められているということです。皆様からご意見いただければと思ひます。

では、内容について事務局のほうから説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは説明をさせていただきます。

案件でございますが、前のスクリーンのほうにパワーポイントの画面を映し出しますので、それにあわせて説明させていただきます。なお、先ほど資料の確認をさせていただきましたが、途中、議案第180号の「風致地区種別の変

更」との冊子、それとカラーの風致地区のしおり、さらに180号関連として「パブリックコメントと市の考え方」の資料を、スクリーンをごらんいただきながら、あわせて資料も見えていただきながらご説明をしたいと思います。

申しわけございませんが、着席して説明させていただきます。

それでは、議案第180号 平塚都市計画湘南海岸風致地区種別の変更（神奈川県知事指定）についてご説明いたします。

この案件は、神奈川県風致地区条例の規定により、神奈川県知事が種別を指定するというものでございまして、都市計画の変更とは異なりますが、都市計画との整合を図るということから、都市計画審議会のご意見を伺うというものでございます。

まず、風致地区の概要でございますが、風致地区とは、都市計画法第8条に規定されておりまして、都市の中の自然環境の保全を図るため、松林などの樹林地や丘陵地、海岸などの水辺の良好な自然的要素に富んだ区域や史跡、神社仏閣等がある区域、良好な住環境を維持している区域を対象に定めるものでございます。

風致地区の種別につきましては、神奈川県風致地区条例により、地区の特性に応じて、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区、そして第4種風致地区の4種類を定めることができるというものでございます。

お手元の神奈川県の「風致地区のしおり」、カラー版がございまして、その表紙を開いていただきますと、右側のページに風致地区の種別と指定方針が書かれておりますので、こちらをごらんになりながらお聞きいただきたいと思います。

風致地区の種別の指定につきましては、神奈川県の風致地区の種別と指定方針を定めております。

第1種風致地区につきましては、特に優れた景勝地、史跡、公園・オープンスペース等の緑を主体として、その保全を図る必要がある地区を対象として、周辺から建築物等が緑にとけ込んで眺望される景観を維持することとしております。

第2種風致地区でございますが、優れた自然景観や歴史的環境等を主体とした地区ですが、建築物等の土地利用も調和する地区を対象として、周辺から建築物等が樹林や敷地内の樹木と一体となって眺望される景観を維持することとしております。

続きまして、第3種風致地区でございますが、既存の緑やオープンスペースを生かし、特に緑豊かなまちづくりを進める地区を対象としまして、建築物等が既存樹木や植栽樹林・生垣・壁面緑化等の緑と調和した街なみの景観を維持することとしております。

最後に、第4種風致地区でございますが、第1種から第3種風致地区以外で、緑豊かなまちづくりを進める地区を対象としまして、建築物等が敷地内の生垣や周辺の緑・オープンスペースと調和し、地区全体に緑に配慮した景観を維持することとしてございます。

次に、建築物等の許可基準でございます。

風致地区内で建築物等の建築をする際には、建築物等の許可基準によりまして、風致地区の種別ごとに建物の高さ、建ぺい率、壁面の後退の基準に適合する必要があるございます。

表をごらんいただきたいと思いますが、まず、高さにつきましては、第1種と第2種の風致地区が8m以下、第3種が10m以下、第4種が15m以下となっております。

建ぺい率ですが、第1種が20%以下、第2種、3種、4種が40%以下となっております。

また、壁面の後退距離でございますが、道路側から、第1種については3m、第2種から3種、4種につきましては1.5m以上でございます。道路以外のところ、例えば隣地との境界のようなところからは、第1種が2m以上、それ以外の第2種、3種、4種につきましては1m以上と基準が決まっております。

次に、湘南海岸風致地区の概要でございます。

平塚市では、湘南海岸風致地区を指定し、神奈川県風致地区条例に基づき、現在、第1種風致地区及び第4種風致地区を指定してございます。

第1種風致地区としまして、平塚海岸などの特に良好な自然環境の保全を図るため、海岸の砂浜から国道134号沿道の松林一帯の地区、約83.6haでございますが、こちらを第1種風致地区に指定してございます。

また、第4種風致地区としまして、花水川などの自然環境と調和した住宅の維持を図るため、花水川以西の唐ヶ原の一部の地区、約12.6haでございますが、こちらに第4種風致地区を指定しております。

地図をごらんいただきたいと思いますが、風致地区の種別ごとの指定区域でございます。

第1種風致地区の指定区域が、国道134号沿道の、図面上、青色で示した区域でございます。また、第4種風致地区につきましては、唐ヶ原の部分ですが、図面上、オレンジ色で示した部分でございます。

次に、風致地区の現状についてご説明申し上げます。

風致地区の現状といたしましては、第1種風致地区の大部分は、平塚海岸の砂浜や松林などにより優れた自然環境が保全されております。また、第4種風致地区は、平塚海岸から花水川へと続く自然環境と調和した住宅地となっております。

しかし、第1種風致地区の国道134号北側の一部の地区につきましては、学校ですとか店舗、戸建住宅などの土地利用が進み、守るべき風致に変化が生じているのが現状でございます。

次に、検討経緯でございます。

ただいまご説明いたしました現状を踏まえまして、平塚海岸や松林などの自然環境、良好な住環境の維持、保全、さらに現状の土地利用状況を勘案することを基本といたしまして、風致地区全域につきまして種別の検討を行った結果、種別の変更をする箇所としまして4地区を抽出いたしました。

抽出した4地区のうち、1地区を第3種風致地区、3地区を第4種風致地区に変更するという種別変更の素案を作成しまして、地域説明会を平成18年8月に開催いたしました。そこで地域の皆様からたくさんのご意見をちょうだいし、それらのご意見を踏まえて再度検討を重ね、今回お示ししております湘南海岸風致地区の種別変更案を作成したものでございます。

それでは、4地区の種別変更案をご説明いたします。

変更箇所といたしましては、抽出した4地区の虹ヶ浜西、虹ヶ浜東、龍城ヶ丘、高浜台の一部の地区につきましては、社会経済状況の変化とともに都市的土地利用が進み、守るべき風致に変化が生じていることから、風致地区種別の指定方針との整合を図るとともに、昨年9月に建築物の高さを制限する高度地区を市街化区域全域に拡大したことから、これらとの整合を図るために、現行の第1種風致地区から第3種風致地区に変更するというものでございます。

変更しようとする4地区の位置でございますが、東西に通る国道134号沿道の、としまして、虹ヶ浜西地区、変更区域面積が約0.4ha、としまして、虹ヶ浜東地区、変更区域面積が約0.3ha、としまして、龍城ヶ丘地区、変更区域面積、約0.2ha、といたしまして、高浜台地区、変更区域面積、約3haでございます。

各地区の詳細の位置でございますが、の虹ヶ浜西地区としまして、花水川橋の東側、国道134号北側の沿道に、店舗や住宅が建ち並ぶ区域でございます。

写真は、国道134号の花水川橋のたもとから写したものでございます。赤枠で囲った区域が今回の変更区域となります。

こちらの写真は、当該地区の東側から写したものでございます。同じく赤枠で囲ったところが変更する区域ということでございます。

続きまして、虹ヶ浜東地区でございますが、国道134号の北側の旧防災科学技術研究所平塚実験場と戸建住宅が建つ区域でございます。

写真は、旧防災科学技術研究所の東側から写したものでございます。

この写真は、この当該地区を西側から写したものでございます。

といたしまして、龍城ヶ丘地区でございますが、市営龍城ヶ丘住宅などの公共住宅が建つ南側の戸建住宅が建ち並ぶ区域でございます。

この写真は、当該地区を西側の県道平塚・伊勢原線から写したものでございます。

この写真は、反対側の当該地区を東側から写したものでございます。

最後になりますが、高浜台地区でございます。湘南海岸公園の東隣にあります平塚学園高校と、その南側の空き地や戸建住宅を含めた区域でございます。

この写真は、当該地区を南東側から写したものでございます。写真に見えませんが、平塚学園高校の体育館となります。

この写真が、当該地区を北東側の角から写したものでございます。

続きまして、建築物等の許可基準でございますが、先ほどは、風致地区の種別に定められている許可基準について説明をさせていただきましたが、今回、4地区の種別変更をすることから、建築物等の許可基準も変更となりますので、その内容について説明をさせていただきます。

第1種風致地区から第3種風致地区に変更になりますので、建ぺい率が20%以下から40%以下に変更になります。建物の高さにつきましては、8m以下から10m以下に制限が変更となります。壁面の後退距離につきましては、道路側、今まで3m以上だったのですが、それが1.5m以上に、また、道路以外の部分につきましては、2m以上だったものが1m以上へということで変更となります。

以上、種別変更の概要について説明させていただきました。

続きまして、計画書の説明をさせていただきます。

お手元の資料の議案第180号「平塚都市計画湘南海岸風致地区種別の変更（神奈川県知事指定）」と書いてあるもの、こちらを説明させていただきます。表紙をおめくりいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

これが今回の種別変更の計画書となります。今回の種別変更によりまして、第1種風致地区が約79.7ヘクタール、第2種風致地区はございません。第3種風致地区が約3.9ヘクタール、第4種風致地区が約12.6ヘクタール、合計で約96.2ヘクタールとなります。

続きまして、そのページの表の下のほうに書いてございますが、今回の変更理由を説明させていただきます。

湘南海岸風致地区では、平塚海岸の砂浜や松林などの優れた自然環境及び自然環境と調和した良好な居住環境の維持、保全を図っております。

第1種風致地区の一部の地区では、風致地区の指定当初に比べ、都市的土地利用が進み、守るべき風致に変化が生じているため、風致地区の種別と指定方針との整合を図り、都市の中の風致を維持、保全するため、第3種風致地区と

して種別変更するものということでございます。

続きまして、地域説明会とパブリックコメントをこれまで実施してまいりましたが、こちらの内容についてご報告をさせていただきます。

資料は、「議案第180号関連 パブリックコメントと市の考え方」と表紙に書いてあるものでございます。こちらの内容についてご説明させていただきます。

まず、地域説明会でございますが、1月22日になでしこ公民館で、出席者が7名、23日に花水公民館で8名、24日に須賀公民館で10名の出席、さらに、2月14日に高浜台自治会館で20名、合計で45名の出席をいただいております。種別の変更に関する意見としましては、7件のご意見をいただきました。

続きまして、パブリックコメントでございますが、1月15日から2月20日まで行いました。提出者の総数は4人と1団体で、5名ということでございます。意見数としては11件いただいております。

パブリックコメントとして取り扱います意見総数としましては、先ほどの地域説明会と合わせまして18件ということでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2ページからパブリックコメントの意見の要旨と市の考え方についてご説明させていただきます。

左側に番号、それから類型、意見の要旨と市の考え方とまとめてございます。

まず、類型でいきますと1番、方針についての意見でございます。

建ぺい率20%、高さ制限8mでは、住環境を守るというよりも「建築不可」に近い規制です。良好な環境を保つために「風致廃止」ではなく「風致地区の種別変更」という選択をした行政側の配慮に感謝する、というものでございますが、これに対しましては、今後も、風致地区として自然環境の保全、良好な居住環境の維持に努めてまいるということでございます。

続きまして、2番では、種別についてのご意見をいただきました。

龍城ヶ丘地区の種別変更反対、北側の道路は幅員4mで、建築に必要な最低限の幅員しかなく、その場所に10mの建築物はそぐわない。また、建ぺい率40%は隣接する松林に不適當というご意見でございました。

これにつきましては、湘南海岸風致地区の種別変更につきましては、風致地区としての自然環境の保全、良好な居住環境の維持を基本とし、用途地域による制限、それと高度地区、これは、中心市街地から海岸に向かって段階的に低くなるまちづくりを進めるとしてございますが、そのような基本的な考え方と整合を図るとともに、現況の土地利用状況を勘案しまして、第1種風致地区としての風致地区の種別と指定方針、これは先ほどの県のカラーのパフレットにありました指定方針でございますが、これにそぐわない地区を抽出しまして、

種別変更をすることとしたものでございます。種別変更、これは第3種風致地区ですが、その3種への変更後も、引き続き建ぺい率、高さの制限によりまして、当該地周辺の松林に隣接する地域、これは、用途地域によりまして建ぺい率が60%、高度地区による高さ制限が15mというのがこの当該地の周辺でございますが、その周辺の区域よりも厳しい規制を今後とも存続することで、松林等の自然環境や居住環境との調和を図っていきたいと考えているというところでございます。

続きまして、3番と4番と5番、6番、これは関連でございますので、一緒にお答えさせていただきますが、まず、意見の要旨でございますが、大規模マンション建設による紛争の懸念があるために、第3種風致地区への変更に対抗するというご意見。あるいは、2年前の第4種風致地区へ変更する素案から第3種風致地区へ変更する案となっているが、地域住民の要望を踏まえ、案の変更をいただいたと考えているというようなご意見をいただいております。

これにつきましては、上段の部分につきましては、先ほどと同じ考え方でございまして、中段のところから報告させていただきますが、変更箇所の4地区につきましては、第3種風致地区としての風致地区の種別と指定方針でありまして建築物が既存樹木や植栽樹林等の緑と調和した良好な居住環境を有する地区として、引き続き神奈川県風致地区条例の規定による建物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離の制限及び開発事業における緑地の基準によりまして、自然環境の保全、良好な居住環境の維持を図っていきたいと考えております。

当初、平成18年の地域説明会におきましては、変更箇所4地区のうち、1地区を第3種、残りの3地区を第4種へと種別変更する素案としておりましたが、地域住民の皆様からのご意見を踏まえまして、今回、変更箇所4地区のすべてを第3種風致地区として変更することとしたものでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

番号の7番、8番、9番につきましては、関連がございますので、まとめてご説明いたしますが、その他の意見といたしまして、龍城ヶ丘地区にある県の砂防林は、風致地区内の風致を維持するために守ってほしいという意見ですとか、あるいは、9番のように、国道134号拡幅に関し、道路北側の緑地空間、これは砂防林ですね、これを残すと同時に、市は強い意思を持ってこれふやす政策を進めてほしいというようなご意見をいただいております。

このことにつきましては、当該地の砂防林の多くは、森林法の規定による飛砂防備保安林と風致保安林となっております。生活環境の保全や形成等の公共的目的を達成するため、神奈川県知事が指定しているというものでございます。当該保安林の機能が継続的に発揮され、風致地区の自然環境が維持、保全されるよう、県と協力して取り組んでいきたいと考えてございます。

続きまして、10番と11番、これは関連がございますので、まとめて説明させていただきますが、風致地区の新たな指定に向けて、緑の基本計画を推進することを要望するといったご意見、あるいは、新たな風致地区を指定することにより、さらなる緑化を推進する姿勢を打ち出してほしいというようなご意見をいただいております。

市の考え方といたしましては、「平塚市緑の基本計画」は平成10年3月に策定してございますが、策定から10年余りが経過いたしまして、現行計画を取り巻く環境に著しい変化が生じていることから、現在、改訂に向けての検討を進めているところでございます。風致地区の新たな指定・推進につきましては、改訂する平塚市緑の基本計画の中で検討していくこととしてございます。

それでは、5ページをお開きいただきたいと思います。

12番、13番、14番は、まとめてご説明いたしますが、こちらの12、13、14、15につきましては、直接、風致地区の種別変更に対する意見ということではございません。今後の開発に関係するようなご意見でございます。これらのご意見につきましては、今後、開発事業等まちづくり条例で規定されております手続がございますので、その中で市民の皆様方のご意見を十分聞く機会もあろうかと思っておりますし、そのようなところで、仮に開発事業者があるとなれば、そちらのほうと協議・調整をしてみたいというようなことでございます。

以上、簡単ですが、パブリックコメントと市の考え方ということでご説明させていただきました。

最後に、今後の手続についてご説明させていただきたいと思っております。スクリーンのほうをごらんいただきたいと思います。

種別の変更は、神奈川県風致地区条例の規定による変更でございます。本日の平塚市都市計画審議会でご意見をいただいた後に、神奈川県へ種別変更案の申し出を行います。その後、神奈川県の手続に移りまして、神奈川県風致地区条例の規定による案の縦覧を2週間行いまして、神奈川県都市計画審議会の開催、種別変更の告示というような大枠の流れですが、このような手続で進めていくということでございます。

以上、議案第180号「平塚都市計画湘南海岸風致地区種別の変更（神奈川県知事指定）」についてご説明させていただきました。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（会長）

ありがとうございました。

今、事務局より説明がありましたけれども、説明について、ご質問等ござい

ましたらご発言をお願いします。いかがでしょうか。

(委員)

虹ヶ浜東の件と龍城ヶ丘のほう、番と番ですね、これ、番のほうの防災研究所の今後の事業計画みたいなものは、何か市のほうに示されているんでしょうか。

(事務局)

防災科学研究所の跡地ですが、今の段階では、市のほうには何の連絡も入っておりません。

(委員)

ここは今、地権者はどこなんですか。

(事務局)

国です。

(委員)

それと、番のほうの現状松林、3軒か4軒が住宅で、残りは県のほうの土地というか、砂防林なのでしょうか。

(事務局)

先ほど説明させていただきましたが、飛砂防備保安林です。

(委員)

その中ですね。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

わたしは、と の地区はちょっと余り必要性は感じていないんですけども。

(会長)

いかがですか。必要性がないのではないかというご意見ですが。

(事務局)

番の半分は旧の防災科学研究所、平塚実験場の跡地なんですが、その残りは、戸建住宅として今2軒ほど建ててございます。番のところも戸建住宅が4軒ほど建てているんですが、大分面積的に、敷地面積が余り広くないところで、かなりぎりぎりの都市的土地利用をなされております。

周辺の土地利用は、例えば、龍城ヶ丘のところは第1種中高層住居専用地域で60%の200%、建ぺい率60%の容積率が200%、高さ制限が15メートルというところがございます。そういうものから比べますと、決して高さを10メートルに抑えること、さらに建ぺい率も60%ではなくてその3分の2の40%に抑えるということで、その辺は今後の風致地区としての良好な住環境と、その周辺に松林がずっとありますので、その松林との中間的な領域ということで、段階的な高さ制限ということもありますし、市の考え方としましては、土地をお持ちの方の土地利用や、現在、土地利用をされているところ、それと今後そこをどうやって守っていこうかというところを全体的に考え、検討した結果、当初第4種風致地区というお話もあったんですが、再検討を行いまして、第3種風致地区としていきたいという結論に至ったということでございます。

(委員)

それは、土地の所有者から要望が上がってきてなったということですか、それとも、県のほうからの方針が緩和しろということだったんでしょうか。

(事務局)

県のほうからということではございませんで、土地の所有者、例えば旧の防災科学研究所ですが、国のほうから何かそういう変更してくれという要望があったわけでもございません。

ただ、ここは、ほかのところでは何件かそういう要望も上がっております。この場所ではないですが、ほかの地区でも上がっております。それらを私どもとして考えたいのは、昨年9月に平塚市の市街化区域全域に高度地区の指定をさせていただきました。そのときに、平塚市の将来的なランドデザインというか、高さの制限をどう抑えようかというときに、平塚市というのは、駅が一つで、そこに中心商業地、中心市街地が集約されておまして、それから順番に郊外に向けて住宅地などが広がっていくというような都市構造をしておまして、容積率とか建ぺい率の考え方からも、駅周辺に高い建物が高層高密度で建てている。それから郊外部に向けて徐々に低くなるようにランドデザイン

を考えていったというものでございます。

例えば、それが南側ですと、ちょうど松林のところが一番低くなる、さらに砂浜におりていくというような感じでありまして、北側につきましては田園が広がっておりますので、そちらのほうに向かって徐々に低くなっていくというような、そんなランドデザインを考えてこのような方針とさせていただいておるところでございますので、ここが第3種風致地区ではちょっと高過ぎる、あるいは建ぺい率が広過ぎるというようなことは決してないと考えております。

(委員)

もう一つ、確認だけ。

この地域の中に、例えば、総合設計制度を利用した場合には、高さ制限もそれより上がってしまうという可能性はあるのでしょうか。

(事務局)

高度地区だけの指定ですと、去年ご議論いただいたんですが、総合設計制度で緩和の規定がございます。ただ、ここは、風致地区という、高度地区とは別の制限がかかっており、この制限によって規制されておりますので、総合設計制度を利用して高くするということはできない、ということでございます。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

ほかにはございますでしょうか。

一つ説明がないのは、これは県指定ですよ。今までは2種類しかなかったのが、4種類にふえたわけですね。県のほうで風致地区の種別がふえたわけでしょう。それによって、今まで2つしかなかった種類に対して、4種類の風致地区の網がかけられる変更については、県のほうでされたので、それに合わせて今回見直しをされているという理解でよろしいんですよ。

(事務局)

すみません、その点についてご説明が遅れましたが、平成11年に県のほうで、今まで2種類だったのが4種類にふえました。そのときに、まだ平塚市の中で、ちょうど最初の都市マスタープランを策定したばかりで、今後の平塚市の、先ほど私が説明したようなランドデザインですとか、要は、そういったものの検討がまだなされていなくて、それに合わせての種別変更はその際には

行わなかったということでございます。

それで、ここで、景観のほうもそうですが、市のまちづくりに関し、様々な検討をしていく中で、種別の変更につきましても、当初2種類が4種類になりましたので、その辺で何の種別がどこの地域にふさわしいのかというのをすべて検討し直して、こういう結果になったということでございます。

(会長)

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(委員)

先ほどの質疑を聞いていましたけれども、 と については、土地の所有者からの要望はなかったですよ、ほかについてはあったような、そういうお答えだったかなと受け取りましたけれども、では、それはどこなのかということについて、 、 なのかどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、もし、そういうことであるならば、今後、手続が進めば、県のほうから、種別変更の告示を行う時期にもよるのでしょうかけれども、土地の所有者が何の制約もなく売買ができるという理解でいいのかどうかということについて、お尋ねしたいと思います。

(事務局)

お答えいたします。まず、どこから要望があったのかということなんですが、の平塚学園高校の南側の空き地がございますが、そちらのほうから平成15年に要望がございました。それ以外に、 のところも平成18年の当時に、そのようなご意見・ご要望をいただいております。

今後の売買についてなんですが、基本的には、先ほど最後にご説明させていただきました手続をこれから、本日の審議会でのご意見を伺った上で進めていって、最終的に告示になるのが、来年度中には告示になろうかとは思っておりますが、告示になった後につきましては、その風致地区の今度新しい第3種になったら、第3種としての風致地区としての土地で売買がなされるということでございます。その以前につきましては、当然、告示前ですので、まだ確定はしてございませんので、そのような売買というのは難しいのかなと感じております。

売買についての制約ですが、制約については、風致地区としての制限がありますので、土地利用に関しては相変わらず制限がありますが、土地の売買に関

しては、特に風致地区の種別の変更の手続があるとか、ないとか、といったことに関わるものではございません。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

大体わかりましたけれども、じゃ、例えば、こちらが21年度中にあつたら、土地所有者の意向次第で22年度ぐらい以降には、もう何の制約もなく売買ができる可能性があるということですよ。そういう理解でよろしいですか。

それと、もう1点ですけれども、のところでは、既に8メートルを超えているような建物が見受けられると思うんですが、そのあたりは現状はどうなっているのかということについて、お聞きしたいと思いますが。

(事務局)

売買の制約に関しましては、それは現在もございませんし、告示後ももちろんございません。

それと、のところで高さ8メートルを超えている建物はございません。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

わかりました。

ちょっと心配しているのは、今、平塚市ではないんですけども、ほかの自治体では、風致地区におけるマンション紛争というのが勃発しているところもありますので、そこらあたりをどう抑制していくかという手当てとかということのお考えはあるのかどうかということについて、もしあれば、お願いします。

(事務局)

この区域、大きさの中でどの程度のマンションができるのかというのはあるんですが、まちづくり条例でそういった開発事業の手続を規定してございますので、その規定の基準と、あとは、この風致地区の基準が、先ほど説明した許可基準がございまして、それはもちろんきちんと適正に守っていただいて、適正な手続を進めて、近隣住民への皆様への、例えばご説明ですとか、そうい

うものもやっていただきたいと思います。

市として特別に何か準備を、ということはありませんが、それは、既定のまちづくり条例等の手続の中で適正に行ってまいりたいと考えております。

(会長)

よろしいですか。

そうすると、来年もし協議が通った場合に、さらに変更するということはあり得るんですか。それともないんでしょうか。

(事務局)

この、 、 、 に関しましては、今回が最初か、最後かということではなく、今後、これをまたさらに変更するということは考えておりません。

(会長)

これ以外の地域で、またこういう変更が起きる可能性はあるんですか。

(事務局)

はい。その点に関しましては、ここの地域ではないですが、スクリーンをぐらんいただきますと、右端下の海岸のところ、現在、新港がつくられておりまして、新港の北側の大浜地区の一部にも風致地区の指定があります。これに関しましては、大浜地区の土地区画整理の状況を見ながら、それと併せて、また風致地区の種別変更が必要かどうかというのをこれから検証していきたいと考えております。

それ以外の場所につきましては、今回の4地区が抽出したすべてでございます。

(会長)

都市マスタープランとか景観法とか高度地区とかいろいろ総合的に見直ししたので、風致地区についても、見直したらここが対象になったと。だから、そういう大きな見直しがなければ、今言った新港の部分以外は予定しているところはないと理解してよろしいんですね。

(事務局)

はい。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ほかにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご意見もないようですので、この議案第180号「平塚都市計画湘南海岸風致地区種別の変更（神奈川県知事指定）」については、異議なしということでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

（会長）

ご異議なしということで、議案第180号「平塚都市計画湘南海岸風致地区種別の変更（神奈川県知事指定）」については、異議なしとします。

以上で議事は終わります。

引き続き（2）の報告事項がございますので、そちらに行きたいと思います。まず、「第6回線引き見直し」について、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

（事務局）

それでは、報告させていただきます。

第6回線引き見直しにつきましては、前回、前々回の本審議会におきまして、若干スケジュールが遅れる旨、説明をさせていただきましたが、ここで、国と県との調整が調いまして、県の素案が確定したこと、そして既に素案の閲覧等が始まりましたので、県素案の内容及び今後のスケジュールにつきまして、報告資料1により説明させていただきます。

報告資料1をご覧ください。

都市計画の線引き制度は、昭和45年に始まり、これまでおおむね5年ごとに見直しが行われております。今回は、平成18年度から第6回目の見直しが県下一斉に行われているところでございます。

本市としましては、平成19年から神奈川県との事前協議を始めまして、平成20年5月15日に「平塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び区域区分の見直し等について、県に対して市案の申出を行ってまいりました。

本都市計画審議会におきましては、5月13日の第138回におきまして報告させていただき、いろいろとご意見をいただいたところでございます。

その後、神奈川県では、市からの申し出案に基づきまして国との調整を重ねてまいりましたが、主に農林水産省との調整に時間を要したところでございます。その中では、ツインシティ大神地区の保留区域の設定について、当初特定

保留区域ということで県に申し出たところですが、調整の結果といたしましては、一般保留として市街化区域への編入を目指すということになり、その内容で県の素案が確定した旨の通知がありました。今回は、その概要を報告させていただくものでございます。

1の県素案の概要ということで、そのような形で市案が一部修正が行われております。これは、平塚都市計画区域における整備、開発及び保全の方針等において、ツインシティ大神地区の保留区域の具体的な位置や区域を明示する方法から、新市街地ゾーンとして、おおむねの位置を明らかにした表現方法へと修正されております。

そちらにつきましては、ページをめくっていただきまして、2ページ目の第6回線引き見直しの概要（県素案）と、後ろに、5ページ目に市申し出案がございますので、そちらの2枚を一緒に見ていただきながら、変更箇所につきまして説明させていただきたいと思っております。主に変更になったところは、網かけとアンダーラインの入っている箇所でございます。

まず、2ページ目の整備、開発及び保全の方針等の位置づけにつきまして、区域区分の見直しの右側、保留フレームの設定でございますが、市素案の段階の5ページ目では、「特定保留区域の設定」となっていますが、こちらが今回、一般保留区域になったということで、表現の仕方が変わっています。

次に、の平塚都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ですが、そのうちの都市計画の目標の黒丸の2つ目、地域ごとの都市像、本区域を7地域と新市街地ゾーンということで、特定保留区域に変わるものとしまして、県のほうで国と調整しまして、新たに新市街地ゾーンを設定するということになった。新市街地ゾーンにつきましては、市域北部におきまして、神奈川県 ツインシティ整備計画に基づく環境共生モデル都市として必要な住宅地及び産業業務施設集積地の整備について、農林漁業との調整を図りながら、検討を行っていくということでございまして、こちらの表現を次のページの3ページ目、横長の図ですが、「地域毎の市街地像附図」ということで、左上のほうに楕円型の形でおおむねの位置を落としたというような図に変わっております。

戻っていただきまして、ほかに変わった箇所でございますが、3の主要な都市計画の決定の方針でございまして、土地利用に関する主要な都市計画の決定方針の商業・業務地、工業地、流通業務地、住宅地、それぞれ網かけの「ツインシティ」、これは、もともと5ページ目を見ていただきますと、「ツインシティ大神」ということで、大神地区を特定できるものでございましたが、今回、一般保留ということで大神ということを特定できないような形になっております。

次に、一番下の市街化調整区域内の土地利用の方針でございます。網かけの

ところですが、「都市計画上必要とする計画的な市街地整備の検討を行う区域は、その整備の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との調整を行い、住居系市街地は平塚都市計画で保留された人口フレームの範囲内で、産業系市街地は将来の適正な工業及び流通業務の規模を配慮し、必要な範囲内で市街化区域へ編入を行うことができる。」ということの表現に変わったものでございます。

これが、従前の特定保留の設定の表現ですと、5ページを見ていただきまして、「ツインシティ大神は」ということで具体的な表現になっておりまして、最後に「市街化区域へ編入」を目指すというような表現になっていました。これが、一般保留ということ、少し具体的な表現は抑えられた、というところでございます。

これに基づきまして、図のほうも変わり、4ページ目の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図」になりますが、一般保留ということ、右上の大神地区のところに表示がなされていないということでございます。

従前は、6ページになりますが、市案のときは特定保留区域ということ、大神地区の区域が明らかになっていたものが、このように変わった、というところでございます。

2ページ目にお戻りいただきまして、ほかに変わった箇所といたしましては、下のほうの平塚都市計画の住宅市街地の開発整備の方針でございます。県の計画で、神奈川県に住生活基本計画が並行して改定作業を進めておりまして、従前は5つだったんですが、ツインシティ大神地区が抜けたということで重点供給地域についても4つになった。

さらに、の区域区分の見直しにつきましても、市街化区域編入が保留される区域が「該当なし」ということで、従前の記述では、特定保留ということ、「ツインシティ大神地区の約68.8haは、土地区画整理事業を想定して特定保留区域に設定」というような表現でありました。

これらの内容が、市案から県素案の概要で修正された内容でございます。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、今後のスケジュールでございます。

当初は、平成21年3月の変更告示を目指し、手続きを進めてまいりましたが、本市を含む3市町につきましては、国との事前調整に時間を要したことから、この3月から具体の都市計画手続きを開始しております。

平塚市の場合ですが、この3月1日に県のたより及び広報ひらつか誌によりまして、県素案の閲覧のお知らせをいたしました。さらに、チラシですが、資料の一番最後に綴じ込みをさせていただきました。B4のこちらのお知らせですが、公聴会の日程と素案の閲覧ということ、3月6日から3月27日までの間が閲覧期間ということ、お知らせということ、5月11日に公聴会を開

催いたしますということで、これが一般紙に織り込みとして出されたところでございます。

その裏面を見ていただきますと、素案の概要の区域図がのっています。この右上の方を見ていただきますと、紫色の楕円の絵がありまして、こちらが大神地区のおおまかなエリアということで、通常的一般保留区域ですと、こういった表現も今まではありませんでした。今回、平塚市といたしましても、特定保留を目指してきたということで県のほうにお願いしましてこういった表示を検討していただきまして、県のほうも国と協議しまして、計画的な市街地への誘導を図るために、土地利用の検討を図っていくゾーンとして、新市街地ゾーンという形でこのような表示をしていただきました。

その他は、市街化区域に編入する箇所の区域等については、市素案の段階と変わっているところはありません。

また1ページ目に戻っていただきまして、それ以降のスケジュールでございますが、以後は、神奈川県の方で公聴会が終わりますと、県原案が確定します。そして、国と事前協議を行いまして、秋頃に県案が確定して、その後法定縦覧ということでございます。その後、平塚市の都市計画審議会及び県の都市計画審議会を経まして、遅くとも21年度中、22年の3月末を目指して変更告示を行っていきたい、ということでございます。

スケジュール的にいいますと、市の都市計画審議会は、12月頃を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。では、ご意見よろしくお願ひいたします。

(委員)

ちょっとよろしいですか。番のところで、2項再開発推進地区というのがありますが、これはどういうものかという点と、番のところの平塚都市計画住宅市街地の開発整備の方針で、県のほうの素案では4つの重点供給地域ということで、ここが大神ツインが抜けたというように聞いたので4つはわかるのですが、市の申出案のほうでは5つになっていますが、先ほどの大神が抜けたとしても、もう1地区あると思うのですが、それはどこなのか、その2点について確認したいと思います。

(会長)

では、事務局お願ひします。

(事務局)

住宅市街地の重点供給地域の話ですが、重点供給地域の4つの中には、現在開発が進んでおります五領ヶ台地区、今の住居表示で言いますとめぐみヶ丘地区、こちらの地区を含めると4つということでございます。今後重点的に行うのは、真田、真田・北金目、大浜ということでございます。

2項再開発推進地区につきましては、今後、土地の高度利用や根幹的な都市施設の整備、都市防災の向上、居住環境の改善等の課題がある地区の中で、特に一体的かつ総合的な市街地再開発ということで、市街地再開発事業や土地区画整理事業といった法定事業を想定したところを2項再開発推進地区として位置付けるということで、本市につきましては、平塚駅西口周辺地区と大浜地区、こちらの土地区画整理事業等、そういった法定事業を想定して開発することが望ましいところをこういった形に位置付けているということでございます。

以上です。

(会長)

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(委員)

大神地区については一般保留になったということで説明いただきました。平塚市の素案の段階では、68.8ヘクタールの特定保留区域の予定が一般保留になったということで、関東農政局の方の話だと、実際に具体的な事業を、県、あるいは近隣自治体が、いくつかの事業、ツインシティや新幹線新駅誘致を含めて具体的な事業計画をしっかりと出していくという状況の中で一般保留になったとうかがってはおりますが、実際に一般保留になったことで、大きな支障といたしますか、県、近隣自治体を含めた今後の展開をこうした状況の中でどのように進めていく考えがあるのか、もしあれば教えていただきたいのですが。

(事務局)

はい。それではお答えさせていただきます。ただ今ご意見をいただきましたように、特定保留区域と一般保留区域というのは、都市計画としての位置付けには若干の違いがございますが、今後の手続きにつきましては、例えばツインシティ大神地区が土地区画整理事業の事業認可を取る段階になれば、通常化市街化区域編入の手続きを進めていくという意味では、それほど変わりはないというようなことでございますので、今後の事業に支障があるかないか、という

と、ほとんど支障はないというように考えております。

事業につきましては、まちづくり事業部が所管しております。現在、環境アセスメントの調査などを進めておりますが、今後は、土地区画整理事業を行うための合意形成を進めていくのと同時に、事業主体ですね、誰がその土地区画整理事業を行うのかということころを、県や寒川町さん、あるいは近隣自治体で構成しています既成同盟会、そういったところとも調整しながら事業主体を決めていき、そして、事業認可に向けた手続きを進め、また、事業認可の手続きと市街化区域編入の手続きを同時に進めていって、今回の線引き見直しが来年の3月に行うことができれば、それ以降、随時編入できるというようなことになってございますので、熟度が高まった段階で編入し、事業着手していくということで進めたいと考えております。

(会長)

はい。よろしいですか。

(委員)

ありがとうございました。随時編入していくということで今お話がございましたけれども、一般保留になったことによって、68.8ヘクタールについて随時、編入ができていくという認識でよいのでしょうか。

つまり、例えば、68.8ヘクタールのすべての事業計画、事業主体が決まらなくても、一部、平塚市側だけでできるようなものであれば、その部分は一部を編入というような認識でいいのか、若しくは、すべて68.8ヘクタールを計画として、事業主体も決まった時点で編入を随時していくのか、若干違うと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

(事務局)

はい。制度としましては、保留区域を一度に編入するのと、工区分けをして順番に編入していくやり方があると思うんです。それはどちらも可能です。

ただし、例えば、先ほども話が出ましたが、五領ヶ台地区というのは、一般保留から市街化編入をして土地区画整理事業をしてあのような住宅地をつくったところがございますので、一般保留から市街化編入できるんですね。

それで、今、ツインシティで考えているのは、ツインシティの68.8ヘクタールを、分割して事業をそれぞれ別々に行っていくという考えは今もっておりませんので、あくまでも全体を一括で市街化編入、同時に土地区画整理事業に着手というように考えております。それは、今熟度が違うのかもしれませんが、寒川町さんと協調して進めていきたい。それで、ツインシティをスタ

ートさせるというようなイメージでございます。

(委員)

ありがとうございます。

そうすると、事業主体が神奈川県という認識でいいと思うんですね。実際に進めていく上では。要は、ツインシティ、68.8ヘクタールの部分に関しては、平塚市と寒川町がほとんどですし、ツインシティや新幹線新駅誘致の部分は、環境共生モデル都市、以前に計画が出されていると思いますが、それを軸としたものを進めていくという認識でよろしいんですね。確認です。

(事務局)

はい。まず、事業なんですが、平塚市の大神地区が68.8ヘクタール、寒川町のほうは、それより若干小さい区域ですが、それらをまとめてひとつの事業区域として事業を進めていくという考え方はもってございません。68.8ヘクタールの大神地区のところを事業化をしたい、一団の事業化をしていきたいということでございます。

それと、事業主体が県でいいですね、というようなお話もございましたが、事業主体も県に決まったということではございません。それは、土地区画整理事業の場合、他の事業主体、土地区画整理事業法の中には様々な事業主体がありますので、それらの中から今後決定していくというように考えております。

(会長)

はい。ありがとうございます。他にはございますでしょうか。なければ、次の報告にいきたいと思います。

では、2番目の平塚市総合交通計画の検討状況について、事務局のほうからお願いします。

(事務局)

はい。それでは、平塚市総合交通計画の検討状況につきまして、A3の2枚に折ってある、概要版をご用意いたしましたので、この資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず、計画の目的でございますが、これからの高齢化や人口減少社会の到来、あるいは、地球環境の保全に向けまして、環境にやさしい、より安全で円滑な交通体系の強化に向けまして、各交通手段の役割を再確認し、それぞれの目指すべき方向を示すとともに、その実現に向けた取り組みの体系化を図ること、また、戦略的に進めるべき取り組みを位置づけ、その実現化を推進することと

しております。

2の計画の位置付けですが、平塚市総合計画を上位計画に、都市マスタープランの道路と交通の整備方針に基づく部門計画といたしまして位置付けております。目標年次は、都市マスタープランの目標年次に合わせまして、概ね20年後の平成39年としております。上位・関連計画につきましては、以下に図としてイメージを示しております。

3の検討体制につきましては、交通計画について、広く意見を求める組織といたしまして、学識経験者、公募市民、商工会議所、交通安全協会等、計18名によります検討会議を立ち上げました。平成20年度は2回ほど開催しております。この検討会議での意見ですとか、庁内のワーキングチームでの意見、これらを踏まえまして、副市長をはじめ、関係部課長による庁内策定委員会で総合交通計画を策定しております。

右側の計画の進め方ですが、本計画は、平成20年、21年の2カ年にわたって策定しようと考えております。平成20年度では、まず、交通計画の検討に際しての配慮すべき視点として5項目を掲げております。交通の現状といたしましては、既存のデータの調査・分析、バス・自転車などの利用者へのアンケートの実施、こういったものを行いまして、今起きている交通問題ですとか、将来交通の見通し、これらを踏まえ、交通課題の設定を行いました。この交通課題の対応に向けた基本的な考え方、包括的な考え方について、本年度は4点についてまとめております。

平成21年度は、本年度まとめました課題ですとか、基本的な考え方に基づきまして、都市交通の基本方針を立ててまいります。また、公共交通網と自転車利用環境の方針、幹線道路ネットワークの方針、歩行者のネットワークの方針、中心市街地の交通の方針など、基本的な方針をまとめ、その計画推進の方向性について計画の中でまとめてまいりたいというように考えております。

平成22年度以降は、この計画に基づきまして、実施可能な施策の展開、必要に応じては社会実験などを行いまして、実現化を図っていきたいと考えております。

一方、都市計画道路につきましても、神奈川県が平成18年3月に策定しました都市計画道路見直しのガイドライン、これに基づきまして、21年度からは、具体的に個別路線の必要性の検証、未着手・未整備路線の課題整理の検証、代替案を含む将来交通量の検証、これらのことを行ないながら、見直し案のとりまとめを行っていくというような計画となっております。

2枚目のほうをご覧ください。こちらのほうには検討の状況ということで、平成20年度の報告書としてまとめた部分を課題、項目別に整理しております。一番左の部分が、第 章、交通計画の検討に際して配慮すべき視点が出ており

ます。将来人口の見通し、温室効果ガスの削減に向けた取り組み、中心市街地の活性化、まちづくり計画、都市計画道路網の見直し、これらのものを配慮すべき視点として考えております。

第 章では、交通の現状といたしまして、本市の交通手段特性ですとか、通勤時の交通特性等、これらのことを現状としまして、13番目の交通事故の発生状況等まで、現状を整理しております。

第 章では、今起きている交通問題といたしまして、通勤時間帯を中心とした交通混雑、路線バスの定時性、速達性の低下、違法路上駐輪対策の発生、自転車事故の多発、これらものを取り上げております。

第 章では、将来交通の見通しということで、将来の交通量を予測いたしました。

第 章では、これらの現状等を踏まえまして、交通課題を設定しました。分野別の課題、1番から5番まで、今起きている交通問題の対応ですとか、高齢社会等への対応、環境負荷の軽減、中心市街地の活性化、将来都市構造の支援、これらのものを分野別の課題と設定しまして、それぞれの交通手段ごとに、22項目の課題を抽出しております。一番右の部分ですけれども、平成21年度に定める個々の課題の対応方針ですとか、計画等の策定に向けまして、その骨組みとなる包括的な考え方、これを4つにまとめております。段階的な対応の必要性ですとか、2番目は道路等整備について、3番目は、課題に対する交通手段分担について、4番目といたしまして、まちづくりとの連携について、ということで、このようなことを基本的な考え方をといたしまして、来年度以降、方針等を定めていきたいと考えております。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。では、質問等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

では、私から。これは市全域の計画になるんですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

いかがでしょうか。ないようでしたら、次に移りたいと思いますが、よろしいですか。

では、3番目の平塚市景観計画及び景観条例について、事務局より説明をお

願います。

(事務局)

はい。それでは、平塚市景観計画及び景観条例につきましてご説明させていただきます。

昨年10月14日に開催されました第140回平塚市都市計画審議会におきましてご審議をいただきました平塚市景観計画につきまして、このたび、4月1日より施行することとなりましたのでご報告をさせていただきます。

平塚市景観計画ですが、平成17年度より検討を開始いたしまして、約3年の月日を経まして、平成20年10月21日をもって決定いたしました。あわせて、平塚市景観条例が平塚市議会12月定例会にて可決されまして、12月19日付けで公布をいたしましたところです。2月1日には、この景観計画・景観条例について、広く周知を図るために、広報ひらつかの景観特集号というものを発行させていただきまして、市全域で景観づくりを進めていくということをお示しさせていただきました。

本日は、平塚市景観計画・景観条例の概要版のリーフレットを配布させていただきました。簡単ですが、こちらをごらんいただければ、景観計画と条例の内容についてわかるようになっております。詳しい説明は省略させていただきますが、後ほど目を通していただければと思います。

今後、この計画を推進していきますので、今後ともご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。では、何かご意見等ありましたらお願いします。

では、私から。この概要版は、どこに置いてあるんですか。欲しいといった場合はどうするんですか。

(事務局)

この概要版につきましては、私どもまちづくり政策課のほうにありますし、各公民館ですとか図書館とか、そうしたところにも置くこととしております。

あと、パンフレットの一番裏側、裏表紙といいますか、これはどちらから見てもいいようになっておりまして、こちらを表と見ていただいてもいいのですが、みんなが主役、景観づくりを始めましょう、ということで、景観計画と景観条例の内容だけではなく、皆さんでやってみようかなというように思えるよ

うなつくりのパンフレットにして工夫もしてございますので、ぜひPRのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(会長)

はい。ありがとうございます。何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。では、景観計画・条例については以上で終わりと思ひたいと思ひます。

最後に、その他ですが、委員の皆様から何かあればお願ひしたいと思ひます。

特にございませんか。では、事務局からお願ひします。

(事務局)

本日、お手元に配布させていただきました、こちらは、平塚都市計画高度地区、建物の高さを制限する高度地区のあらましというパンフレットですが、こちらにつきましても、昨年の第139回都市計画審議会でご審議いただきました平塚市全域に高度地区を拡大するという都市計画の変更の案件ですが、9月30日に施行させていただきました、その内容のあらましを広く市民の皆様にご知っていただくとともに、建築計画等を計画する事業者の皆様にも配布させていただきますように、ということで作成させていただきました。

こちらにつきましても、まちづくり政策課の窓口あるいは各地区公民館等に配布させていただきました、市民の皆様にも見ていただきたいというように考えております。あわせて、本日、都市計画図もご用意させていただきました。都市計画図のほうにも高度地区の内容を網羅したものを市民の方へということで、今年の1月から新しく作成したものを販売しております、あわせてご覧いただければと思ひます。

以上です。

(会長)

はい。何かご質問等ございましたらよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

では、本日は皆様ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事がすべて終了いたしましたので、第141回平塚市都市計画審議会をこれで閉会いたします。傍聴者の方は、ご退場をお願いします。

(傍聴者退場)

このあと事務局から事務連絡がありましたら、よろしく申し上げます。

(事務局)

はい。では、事務局からでございますが、事務局からは特に連絡事項はございません。次回の都市計画審議会につきましては、また日が決まり次第、あらためてご連絡させていただきますので、また引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。では、本日は、どうもありがとうございました。

【審議会閉会】午後3時15分